

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

県では、県民の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号で「行政手続等における押印見直し方針」を制定した。

本方針に基づき、署名及び押印を求めている手続きの見直しを実施するもの。

あわせて、平成22年内閣府告示第2号による常用漢字表の変更に伴い、該当する用語の表記を改めるもの。

2 改正内容

規則で定める次の書類について、署名及び押印を求めないこととし、様式を改正する。

- ・ 第一号様式（自主的取組計画書）
- ・ 第二号様式（自主的取組計画書変更届出書）
- ・ 第三号様式（自主的取組実績報告書）

また、規則別表及び様式中「充てん」を「充填」に、「ふた」を「蓋」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日